



名張市上下水道部 公告第 1 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定により、名張都市計画下水道事業名張市公共下水道の事業計画の変更にかかる図書の送付があったので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり事業施行期間中縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 6 日

名張市長 亀井利克



1. 施 行 者 の 名 称：名張市
2. 都市計画事業の種類及び名称：名張都市計画下水道事業
名張市公共下水道
3. 事業施行の期間：平成 11 年 3 月 9 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで
4. 事業地：
 - (1) 収容の部分
平成 11 年三重県告示第 117 号の事業地に百合が丘西 3 番町、つつじが丘北 9 番町、下比奈知字東谷、春日丘 1 番町並びに南百合が丘を加える。
 - (2) 使用の部分
平成 29 年三重県告示第 707 号の事業地に美旗中村字東徳明、字宮之前、字薦生口、字小塚脇、字北西原、字向エ、字寺之前、字池之谷、字集り、字弓谷、字南西原、字檜木原及び字宮之後、美旗町池の台東、美旗町池の台西、美旗町中 1 番、美旗町中 2 番、美旗町中 3 番、美旗町南西原、美旗町藤が丘、上小波田字志んやく及び字ヨキ峠、下小波田字川向、東田原字北出、字菅生谷、字大間、字唐之木、字大西角、字廣芝、字黒坊及び字弓矢谷、西田原字平田、字石神及び字上馬場、西原町字野中、字的場、字愛宕、字黒坊及び字井ノ上、新田字出山、字前田、字大西、字大澤及び字澤東、南古山、つつじが丘南 1 番町、つつじが丘南 2 番町、つつじが丘南 3 番町、つつじが丘南 4 番町、つつじが丘南 5 番町、つつじが丘南 6 番町、つつじが丘南 7 番





町、つつじが丘南 8 番町、つつじが丘北 1 番町、つつじが丘北 2 番町、つつじが丘北 3 番町、つつじが丘北 4 番町、つつじが丘北 5 番町、つつじが丘北 6 番町、つつじが丘北 7 番町、つつじが丘北 8 番町、つつじが丘北 9 番町、つつじが丘北 10 番町、下比奈知字東谷及び字松尾、奈垣字上下、字板屋及び字内浦、中知山字下ノ田、春日丘 1 番町、春日丘 2 番町、春日丘 3 番町、春日丘 4 番町、春日丘 5 番町、春日丘 6 番町、春日丘 7 番町、夏見字芝出、百合が丘東 1 番町、百合が丘東 2 番町、百合が丘東 3 番町、百合が丘東 4 番町、百合が丘東 5 番町、百合が丘東 6 番町、百合が丘東 7 番町、百合が丘東 8 番町、百合が丘東 9 番町、百合が丘西 1 番町、百合が丘西 2 番町、百合が丘西 3 番町、百合が丘西 4 番町、百合が丘西 5 番町、百合が丘西 6 番町、南百合が丘、青蓮寺字堀切、字根冷、字長小谷、字成滝並びに箕曲中村字鳴滝及び字釜石を加え、桔梗が丘 1 番町、桔梗が丘 4 番町、桔梗が丘 5 番町、桔梗が丘 6 番町、桔梗が丘 7 番町、桔梗が丘 8 番町、さつき台 1 番町、夏見字男山及び字赤坂並びに美旗中村字田浦地内において事業地を変更する。

5. 縦 覧 場 所：名張市上下水道部 名張市下比奈知 2820 番地
(閉庁日を除く：午前 9 時～午後 5 時)